

はしご・脚立・踏み台からの墜落災害防止のために

～ 高さ1 m以下でも死亡災害が発生しています ～

近年、小売業、飲食店、社会福祉施設、清掃業などの第三次産業や、建設業、製造業を中心に、はしご・脚立・踏み台からの墜落災害が多発しており、死亡や半身不随などの重大事故も発生しています。

労働安全衛生法により高い場所で作業を行う場合は安全な作業床を作ることが求められていますが、まずは4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動により高い場所に置いている物を低い場所へ移動させるなど、はしご・脚立・踏み台による危険作業をなくしましょう。それらが困難なときは次の点に留意して使用しましょう。

共通ポイント

- ・ はしご・脚立・踏み台の安全教育を受けた者に使用者を限定する。
- ・ 点検責任者を選任し、損傷、変形、腐食がないか定期的に確認する。
- ・ 作業前に、どんな危険が潜んでいるかを考え、対策を決め、指差し呼称をして作業する。
- ・ 作業箇所の高さに適したものを選ぶ。踏みさんがパイプになっているものは使用しない。
- ・ 屋根の上、横に開口がある場所など、墜落のおそれがある場所で使用しない。
- ・ 平らな場所に設置する。二人以上が一緒に乗らない。別の場所に乗り移らない。
- ・ 開閉時に手をはさまないようにする。開き止めを使用する。
- ・ サンドルなど、かかとがないもの、滑りやすいもの、引っ掛かりやすいものを履かない。
- ・ 保護帽を着用し、あごひもを締める。(内側に「墜落時保護用」の表示があるもの、耐用年数を過ぎていないもの、変形や破損がないものを使用。衝撃を与えたら交換する。)
- ・ 手に物を持たず、足元を確認しながらゆっくり昇降する。体を乗り出さない。
- ・ 特に守らせたい2～3項目をA4サイズの紙に大きな文字で書き、ラミネート加工してはしご・脚立・踏み台からぶら下げる。



はしごの安全な使用方法のポイント

- ・ 上部を建物に固定。脚部にすべり止めマットを敷いて補助者が支える。監視人を配置する。
- ・ 角度は水平面に対して75度程度。屋根に乗り移る場合は屋根上から60cm以上突き出す。
- ・ 上部に取り付けた安全ブロックに墜落制止用器具を取り付けて昇降する。

脚立の安全な使用方法のポイント

- ・ 天板に立たない。
- ・ 片側に立って下肢を天板や踏みさんにあてる。(天板を跨(また)いだ状態でバランスを崩すと、元の状態に戻すことは困難で、脚立から足が抜けず脚立と一緒に倒れる。)



踏み台の安全な使用方法のポイント

- ・ 中央に立つ。立つ位置に足形のシールを貼る。
- ・ 樹脂製は劣化しやすいので屋外で使用しない。点検の頻度を高める。

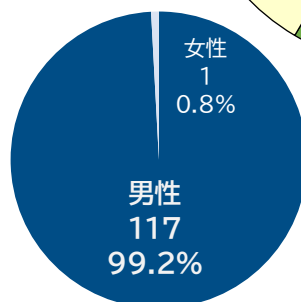
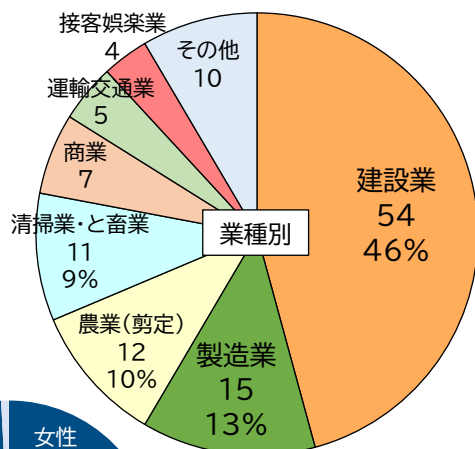
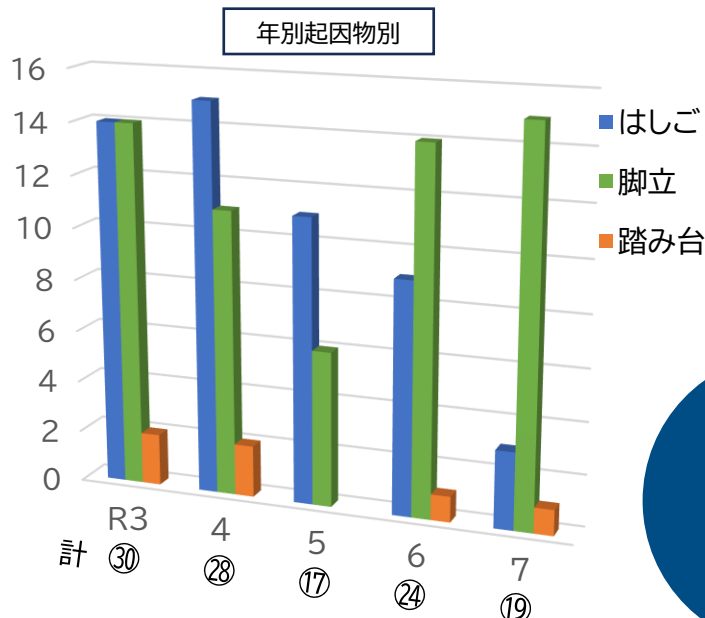


ひと・くらし・みらいのために

厚生労働省 福岡労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare

全国の死亡災害発生状況



数字は、全国の労働基準監督署から厚生労働省に報告があった死亡災害のうち、令和3～7年までに発生した、はしご・脚立・踏み台を起因物とする墜落災害である。

保護帽(ヘルメット)について

購入時の注意点

- 保護帽の内側に労検シールが貼られていること
- 墜落時保護用の記載があること
- 作業に適した材質を選ぶこと

使用上の注意点

- 装着時にズレないか手で前後左右に動かして確認すること
- 一度でも大きな衝撃を受けた場合は廃棄すること
- アゴ紐などの劣化、傷の状態を毎月確認すること

労(2026.5)検
(1)TH・・・(2)TH・・・
株式会社〇〇 2026年5月製造 (1)飛来落下物用(2)墜落時保護用 FRP製

材質	熱	屋外	電気	溶剤	耐用
FRP	◎	◎	×	○～◎	5年
ABS	△～○	△～○	○～◎	×～△	3年
PC	○～◎	○～◎	◎	×～△	3年
PE	×～△	○	○～◎	○～◎	3年

「1mは一命取る (いちめーとるは いちめいとる)」

1m程度の高さでも命を取られる危険があること
踏み台でも死亡災害が発生していることを意識して作業しましょう！

労働安全衛生規則第518条 事業者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第527条 事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 幅は30cm以上とすること。
- 四 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

第528条 事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 四 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有すること。